水田農業政策の確立と農業・農村の活性化策について

東北部会提出 説明担当 米沢市

現在、国においては、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するため、農業者戸別所得補償制度を平成23年度から導入し、これによって食料の国内生産の確保及び農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させ、農業の多面的機能を確保するとしています。

しかし、水田農業において米価は近年低落傾向にあり、米生産は過剰基調にあります。過剰が顕在化すれば米価の水準は低下し、農業者の所得はさらに減少することになります。

また、農畜産物貿易交渉であるEPA(経済連携協定)・TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の活発化が見られ、重要品目の国境措置が堅持できなければ正常な農畜産物生産と水田農業が確立できず地域農業の崩壊が危惧されます。

つきましては、農業後継者が育ち、農業・農村が活性化する政策実現が図られるよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 米戸別所得補償は、生産費用を全て賄える充実した仕組みとするとともに、 米以外の作物は米の所得水準を確保する制度設計とし、計画生産者のメリットを確保すること。
- 2 食料自給率の向上と継続的な施策の実現に向け、農業予算の優先的な確保と十分な財源を確保すること。
- 3 国産農産物の安全・安心の評価と農業が併せ持つ多面的機能を国民に広く理解してもらう働きかけを積極的に行うこと。